

斧山玄鋤の著作について(一)

—『義雲語録』の提唱をめぐって—

岩 永 正 晴

一、はじめに

江戸中期⁽¹⁾の北越に生きた斧山玄鋤和尚(二七一―一七八九)以下、斧山とのみ表記)による『正法眼蔵』受用の様相について考察する際には、あらかじめ説明しておかねばならない問題がいくつかある。

そもそも斧山には所謂「伝記」資料が存しないため、その交友関係や参学のあり方なども含めた行状が不明である。師翁面山瑞方(一六八三―一七六九)への参随は当然のこととしても、先行する天桂伝尊(一六四八―一七三五)からの影響、ほぼ同時代を生きた瞎道本光(二七二〇―一七七三)等の関係等も含め、斧山の行状が明らかになれば、その思想に関する調査研究にもある程度の方向性が与えられるはずである⁽²⁾。

また、斧山の著作と見做されている典籍として、自身の語録や自ら筆を執った祖録の注釈・渉典のほか、祖録につい

て行った提唱の、参随の第三者による筆記本が数点残されているが、斧山の提唱であるとの確証を欠くままに断定が保留されているものがある⁽³⁾。これらを斧山のものとして確定する作業は必要なものとなる。

その他、いまだ広く世に知られていない、当然筆者自身が未知の斧山の著作を、調査等を通して発見することも必要となろう。

これらの基礎的問題の解決、すなわち伝記的研究と書誌的研究を踏まえて、斧山による『正法眼蔵』受用に関する研究を進めていきたいと考えている。

さて、本稿では、斧山の基礎的研究の一環として、従来斧山の提唱を筆記したものと可能性を示唆されながら、断定が保留されてきた典籍について若干の考察を加えてみたい。

具体的にいえば、正徳五年(一七一五)に刊行された『義雲和尚語録』の提唱筆記本である『義雲和尚語録聞解』(駒澤大学

図書館所蔵」と『義雲和尚語録聞書』（『続曹洞宗全書』「注解一」所収）とを取上げ、両本がともに斧山の提唱に基づくものであるという現時点での卑見を述べる。なお附言するならば、本稿で『義雲録』の提唱を問題とする所は、そこに含まれる「義雲頌著」の提唱を、斧山による『正法眼蔵』受用の様相について考察する際の資料に用いたい、という筆写の意図もある。いづれも従来周知のテキストではあるが、以上の目的から本稿で取り上げることとする。

二、対象と方法

まず、本稿における考察の対象となるテキストの書誌を若干提示しておく。

『義雲和尚語録聞解』（上下二巻合綴）は、駒澤大学図書館 忽滑谷文庫に、「忽一〇五三」として配架されている。

現在該書は上下巻五十九紙が一冊に綴られ、上巻が『義雲録』の本録（以下、『義雲録〔本録〕』と表記する。）、下巻が『義雲録』の拾遺（以下、『義雲録〔拾遺〕』と表記する。）に対応しているが、下巻終わりに「紙数上下六十一枚」とあるところから、二紙が失われていることが知られる。

欠落部分を推すならば、それは、第一紙と第六紙ではないかと思われる。正徳度刊行の『義雲録〔本録〕』は、まず義雲の像と賛・卍山道白の序・「『義雲録〔本録〕』の目次」・

本文の順に構成されているが、該書の現状の第一紙には蠹損もあつて判然としない部分もあるが、像賛の後半部・本文（第一第二上堂）部の提唱が記録されており、卍山序の提唱がもとよりなかったのか順序を違え像賛の前に置かれていたものかは不明ではあるとしても、少なくとも、像賛の前半部の記録が失われていることは確実である。また、現状の第四紙と第五紙の間にあるべき、『義雲録〔本録〕』第十四上堂の後半、第十五・十六上堂、第十七上堂の前半に該当する記録がない。従つて、原姿の第一紙と第六紙の計二紙が欠落していると推定しておきたい。

また、表紙・題箋は近年に、恐らくは同図書館によって、新調されたものと思われ、且つ首部を欠くため巻首題も知られないが、上巻の尾題に「義雲和尚語録聞解上巻尾」、下巻の巻首題に「拾遺義雲和尚語録聞解」、同尾題に「義雲和尚語録聞解下巻尾」とあることから、が収蔵に際し『義雲和尚語録聞解』と按題されたものであろう。

なお該書は、「正法眼蔵品目頌并序」の提唱部分が、「永平正法眼蔵品目頌并序聞解」の名で「永平正法眼蔵菟書大成」十七に影印収録されており、黒丸寛之氏による解題には、

…本『菟書大成』に収録した『聞解』は、江戸後期の写本と見られる『義雲和尚語録聞解』（備後〈広島県〉龍興寺祥雲書写・駒澤大学図書館所蔵）の中から、該当箇所を抜粋したもので、六十巻本

『正法眼蔵』（『蒐書大成』第二期刊行・本文篇所収）に対する各巻の主意と、併せて義雲の『正法眼蔵』参究の蹤蹟と宗乘眼とを知る資料として収録したものである。この『義雲和尚語録聞解』の講述者及びその筆録者は共に未詳であるが、その内容から推察して、提唱講述者は多分に『正法眼蔵聞解』の著者斧山玄鋳（寛政元年・一七八九寂）ではないかと思われる…

とある。確かに該書下巻の終わりに「備后州龍興寺徒祥雲拜持」とあり、該書の書写はこの祥雲によつて行われたと思われる。しかし、龍興寺の歴住には祥雲の名は連なっていないようであるし、あくまで「徒弟」の立場で書写を行ったのであろう。とまれ、その書写者に基づき、本稿では該書を祥雲本と呼ぶこととする。該書の提唱者が、黒丸氏が推察される通り、確かに斧山であるか、その筆録者は誰か、という問題を確認することは本稿の課題であり、後に卑見を述べる。

一方、『義雲和尚語録聞書』は、既述の通り『続曹洞宗全書』「注解一」に収録されている。底本は花園大学図書館所蔵の上下二冊の写本であり、その複写が駒澤大学図書館に所蔵されている（駒図一三三―五二）。

『曹洞宗全書』「解題索引」の河村孝道氏による解題には以下の記述がある。やや長くなるが、現在該書に対するもつとも詳細な記述であるから、ほぼ全文を提示しておく。

本書は、『義雲語録』についての平易な仮名書註（和漢混交文）で、従来、『義雲録』の註解書は甚だ乏しいだけに、『義雲録』参究

に当つて一指針を与えるものである。本書の内容は、刊本『義雲録』に則つて上巻には独孤淳朋の贊・卍山道白の序・本集語録を、下巻には拾遺語録・面山の跋と次第し注解されている。本書には撰者・書写年次を欠くが、「聞書」（表題）・「聞解」（後題）とあることからして、面山瑞方かまたはその法孫斧山玄鋳のいずれかに擬せられる。これを更に推究すれば、本書の下巻末には面山の「跋」文の注釈がなされていること。同じく下巻所収の「正法眼蔵品目頌贊并序」の注釈が、面山所撰の『正法眼蔵品目述贊』の「述」語と符節を合する点のあることなどに徴して、本書の撰者は、『正法眼蔵品目述贊』に依拠しつつ聞書注をなした人物で、それは面山以外の、多分に面山の提唱法演に接した事のある斧山玄鋳に依る提唱の聞書記録かとも思われるが、今後に解明すべき問題である。

因みに、本書には『義雲和尚語録聞解』（江戸末期写、備後龍興寺徒、祥雲筆写、駒図蔵）の一本が存し、本書「聞書」本の提唱筆録を整理して文章・主旨を簡潔化した善本と思われるが、駒大本には破損部分も存する為に「曹全書」収録には適当ではなく、また提唱講述の筆録の全容を知る資料として、書写者の取捨の手の入らない、より原本に近いものとして花大本を収録したものである。

河村氏はその内容から、該書の提唱者を斧山を推測されているし、該書と祥雲本との共通性を指摘し、祥雲本が該書を簡潔に整理した「善本」と認められている。

実のところ筆者の関心が義雲ではなく斧山にあることから、この解題に導かれつつ、更に少しく踏み込んでこの記述に裏付けがとれないか、つまり、提唱者が斧山であること、該書と祥雲本が同じ提唱の記録であることを明確にできないか、

という思いがあり、それが本稿作成の動機になっている。なお、本稿では該書を曹全本と呼称することとする。

以上本稿で取り上げる祥雲本と曹全本の書誌について提示した。

次に、本稿が行おうとしていることを、簡単に述べておくならば、次の通りである。

まず、祥雲本が斧山の提唱の筆録であるという卑見とその根拠を提示する。次に、祥雲本と曹全本の内容の共通性を指摘して両本が同一提唱の筆録であることを確認する。そして結論として、曹全本も斧山の提唱の筆録である、と推論したい。

筆者にすれば、本稿を踏まえてはじめて斧山和尚の参究資料として両本を用いることができることになる訳で、不可欠の作業ではある。しかし、以上見てきたように、書誌的には両本が斧山の提唱であることを確定するデータはないが、黒丸・河村両氏に導かれながら、本稿ではそれらの記述内容の調査を通じた再確認を行うことになる。

大方のご批正を乞う所以である。

三、祥雲本について

ここではまず、祥雲本がやはり斧山の『義雲録』提唱を筆録したテキストである、という卑見を提示しておきたい。

以下、この卑見を提示する根拠として次の三点を提示してみる。

第一には、書写者祥雲に関連するものである。

祥雲がいかなる経歴を有する人物であるものか、委細は未詳である。既述の通り祥雲本第六十一紙に「備后州龍興寺徒祥雲拜持」とあるが、龍興寺の世代にはその名が見られないようである。また、現在確認されている斧山の語録である『舍那庵語録』にもその名は見えない。

しかし、斧山と祥雲と間には全くの関連がない訳ではない。祥雲は斧山述の『明州天童山覺和尚偈頌箴銘聞解』上下二卷⁽⁴⁾を書写しており、該書上卷の識語には「安永七戊戌年冬安居際筆焉 備后田房龍興寺徒祥雲叟宰」とあり、下卷の識語には「備後田房龍興寺徒祥雲拜写 時安永九庚子年正月吉旦安居於慶徳精舎書之」とあるのがその証である。この祥雲が斧山の『義雲録』提唱本を入手し書写した、或は直接法筵に連なって筆録した可能性は高い⁽⁵⁾。つまり、斧山の他の提唱本を書写している祥雲であれば、本稿で祥雲と呼んでいるテキストが義雲の提唱の筆録であつてもおかしくないであろう、ということである。

但し、当時の法度に随う限り二十五年以上・三十年以上の修行を経てはじめて転衣・晋住が可能であつたことを思えば、この時点で一徒弟として参学途上にあつた祥雲が、九年前・

十一年前の明和六年（一七六九）に示寂した面山に参随していた可能性も否定できないし、席下に参じてはいなくとも、示寂後の面山の提唱本を入手することは可能であろうから、祥雲本が面山の提唱を筆録、或いは書写した可能性も残る。第二には、祥雲本に見える『正法眼蔵』編集論に関連するものである。

祥雲本には、「正法眼蔵品目頌并序」の注釈に際して次のような『正法眼蔵』編集論が記録されている。因みにこの部分は曹全本には見られない。

二世懷井和尚ノ編集カ七十五卷アリ。義雲和尚ノ時ニ天子ヨリ御尋有テ、他宗ヤ本朝ノ事ニツイテ障リ無キ処ヲ選ビ、六十卷御覽ニ入ル。是爲官本。餘リ十五卷ハ祕密正法眼蔵ト云。其後諸方ニ示シ遺シテアルヲ九卷集テ九十卷アリ。後ニ卍山和尚ノ時ニ九十五卷ニナル。

（祥雲本四十七丁左）

簡略な記述ではあるが、次に示す斧山の『正法眼蔵現成公案聞解』冒頭にある編集論と類似する。

篇集ノ次第、卷数ノ多少、不定ナリ。永祖其人ノ機ニ對シテ一卷宛示シ玉フヲ、門徒篇集スル。○惠井和尚之篇集ガ七十五卷也。其後三代論アリ。寂圓和尚之後住義雲和尚時代、大ニ宗風ヲ震ヒ中興ス。此時、天子ヨリ勅旨ニテ永平ノ正法眼蔵ヲ上レトアル時、雲和尚六十卷ヲ選デ上ル。是ヲ曰官本。餘ハ他宗ヲ謗シ、帝王ノコト杯ヲ謗リタルコトドモアリ、世界ヘ憚ル故ニ不呈上也。餘リ二十八卷ハ名祕密正法眼蔵テ、不出外。其後九世見全和尚時ニ成九十五卷、

斧山玄鈿の著作について（一）（岩永）

近代月舟卍山二師、加弁道話、爲九十六卷。又永平十三世太源派之梵清和尚篇集ハ八十四卷也。七十五卷ノモアリ。

（『永平正法眼蔵蒐書大成』十七、二頁下段）

両者を比較すると、祥雲本の記述に多少の誤謬或いは紛らわしさがあるものの、七十五卷本の懷柴編集説、六十卷本の義雲編集説及び官本説、卍山による弁道話の発見に基づく九十五本の成立などが一致すると見ることができよう。逆に祥雲本の記述の不完全さが、後日別の資料を参照しつつ書き加えられたのではないことを証明している、と言えよう。

ところで両者に見られる編集論が、面山説の祖述であることは論を待たないが、念のため元文三年（一七三八）面山撰『正法眼蔵闢邪訣』、及び面山述『正法眼蔵弁道話聞解』の該当部分を提示しておこう。なお、傍線は筆者が施した。また、〽内は原本では割注となっている部分である。

まず、『正法眼蔵闢邪訣』には、

而至滅後、建長七年乙卯、井翁校正始得七十五卷、以現成公案卷爲首、出家卷爲尾、是爲全部。其時猶有拾遺分如前説。

由此祖師滅後五十一年、乾元癸卯、經豪へ住洛陽永興寺。詮慧和尚之徒。〽作抄、亦以七十五卷而爲本部。豊後國泉福寺開山無著和尚影室中從古祕在者、則經豪正本也。其本假稱影室非題號也。

又永平室内現有祕密正法眼蔵二十八卷、合爲三冊。祖師滅後三十五年弘安戊子季秋晦日所寫也。此中二十卷乃七十五卷中所有、而八卷則異也。其稱祕密者、多有説自家室内事、或訶他派龜暴之詞。苟對常流、宜忌憚焉。故別集而祕焉。蓋祖師及井翁深密之遺

意也。

祖師滅後七十六年至嘉曆己巳、永平中興義雲和尚自集正法眼藏六十卷作題号頌。乃於辨翁本七十五卷中、拔出五十卷分行持卷爲上下二卷、別集添所散逸者九卷、以爲全部。固除祕密二十八卷而無收矣。實有旨哉。

辨翁七十五卷中、不載義雲本所收散逸九卷。義雲六十卷中、除辨翁本所有祕密二十八卷及餘八卷、而別加九卷。故參合彼此則九十二卷矣。〔辨本七十五卷、祕密八卷、散逸九卷、合爲九十二卷。〕自後佛陀太容梵清和尚專依辨翁本七十五卷而爲全部、以義雲所採集者九卷爲別輯。但七十五卷本包藏祕密二十八卷而遺八卷。清公不采拾所遺八卷。故其本止八十四卷耳。

至近世、重雲堂式從肥後廣福寺出、生死卷從永平寶藏出、辨道話從京師華族家出。元祿年中、永平晃全禪師采此三卷、續九十二卷、總爲九十五卷。而此九十五卷本、或有繕寫者、各任己意、致卷紊次第、文又盈闕。雖然卷卷、皆是莫匪流出祖師胸襟、而兒孫最可尊重珍敬頂戴守護之大寶也。

〔大成〕二十、二七三頁下段〜二七四頁下段

とあり、また『弁道話聞解』には、

○師曰。先ツ此ノ辨道ノ話ノ縁起ヲ云ハ、元ト正法眼藏ノ内ニ編シ入タハ、近年ノ月舟出山ノ頃ノコトシヤ。夫レ故ニ懷辨和尚ノ本ニモ義雲和尚ノ本ニモ載テララス。

〔大成〕十七、三九七頁上段

とある。両者を勘案すれば、斧山『聞解』の説が、概ね面山説の祖述であることは明瞭である。

ここで着目したのは、六十卷本の官本説である。以下、

河村孝道氏著『正法眼藏の成立史的研究』の六十卷本に関する所論⁶⁾に導かれつつ、論述を進めてみる。

かつて、瀧谷琢宗師が『正法眼藏開頭事考』において、

面山和尚現成公案ノ卷ノ聞解ニ云ク義雲和尚ノ時代大ニ宗風ヲ震ヒ中興ス此時天子ヨリ勅旨ニテ永平ノ正法眼藏ヲ上レトアルトキ雲和尚六十卷ヲ選デ上ル是ヲ官本トイフ餘ハ他宗ヲ謗シ帝王ノ事杯ヲ謗リタルコトドモアリ世界ヘ憚ル故ニ不呈上也」ト右ハ面山和尚一己ノ想像ナランカト思ワル義雲和尚勅ヲ受テ眼藏ヲ朝廷ヘ上ルト云フコト及ヒ該六十卷ヲ官本トイフト云ヘルコト本山ノ古記録古文書ニ其證ヲ見ザルノミナラス古來正法眼藏ヲ講演注釋セラレタル耆宿中一モ此ノ説ナシ且夫レ義雲禪師果シテ勅ヲ受テ選定ナランニハ序文ニ必ス其事ヲ記セラルヘキニ絶テコレナシ故ニ聞解ノ説ハ予之ヲ信セサルナリ。

〔大成〕四八一頁上段〜下段

と述べられたことは、夙に知られている。つまり瀧谷師は、官本説が他師にみられず確証を欠く、面山創唱の説であり、信じるに足りないものであると批判されている訳である。

しかしここに引かれている「面山和尚現成公案ノ卷ノ聞解」の説は、先に挙げた斧山『聞解』の一節と同文である。しかも現在のところ面山の提唱に基づくと確認されている『弁道話聞解』『現成公案聞解』『三昧王三昧聞解』には、師が引用された如き一節は見いだせない。

『開頭事考』の選述が明治二十八年であり、岸沢師によつ

て『弁道話聞解』を除く吉蔵寺所蔵『正法眼蔵聞解』が面山でなく斧山の提唱に基づくものであると論証されたのが昭和十一年であるから、瀧谷師は面山の説として斧山『聞解』の一節を引用されたのであらうと思われる。

さらに、『關邪訣』では、『秘密正法眼蔵』二十八巻を簡び秘蔵したのは、室内の義や他宗を呵する言葉があり、「常流」に対して憚られるからであること、道元禪師及び懷奘禪師の「深密之遺意」に基づくものであること、義雲和尚がこの二十八巻本を除いて六十巻本を編集した所には（祖師の遺意を受ける）深意があることなどを述べているだけであり、決して勅旨による上呈の際に上覧を憚る巻を除いたことなどは述べていない。

なお、他に官本説を唱えた人物としては、斧山よりやや先達にあたる万仞道坦（一六九八〜一七七五）が指摘されている。明和三年（一七六六）万仞撰の『正法眼蔵諫靈録』には、

洞雲寺ノ本ハ、六十巻本ニテ、官本ト名ケタリ。相傳、古代京師官家ヨリ正法眼蔵ヲ請セラルトキ、公邊他宗ニ忌憚ル文句アル巻ヲ義雲和尚拔テ六十巻ノミ獻上セリトイヘリ。

とあり、この場合、選択に及んだ理由が「勅旨」に基づくのではなく、「京師ノ官家」の請に基づくという具合に異なっているが、「官本」の称が示されている。

以上のことから、官本説を含む斧山『聞解』の『正法眼蔵』

編集論は、概ね面山の編集論を祖述しつつも、同時代の説を斧山が取り入れたものではないかと考える。かつ、祥雲本の編集論は斧山『聞解』に一致するから、祥雲本の編集論は斧山の説である、ということになる。ここからも、祥雲本は斧山の提唱を筆録したものである、と考えてみたい。

第三には、祥雲本における和歌の引用の問題をあげておきたい。

節を改め更に後述することになるが、祥雲本では、自らの注釈の譬喩として或いは傍証として、「此公案ワ古歌デスム…」
「爰ニ古歌有リ…」などととして、いくつかの和歌を引いている。

ところで、斧山の『正法眼蔵聞解』に和歌の引用が見られることは容易に知ることができ、それが斧山『正法眼蔵聞解』の特徴のひとつにもなっている。

和歌の引用があるものは斧山の提唱である、とは決して言えないから正しい推論は行えないが、祥雲本と斧山の『正法眼蔵聞解』がともに具えている特徴として、この古歌の引用をあげておきたい。

以上、書写者祥雲に関連して状況的には祥雲本の提唱者が斧山であつてもおかしくないこと、概ね面山説を祖述しながらも逸脱が見られる編集論が斧山の『正法眼蔵聞解』のそれと一致すること、古歌の引用という斧山の『正法眼蔵聞解』

に見られる特徴が祥雲本にも見られること、この三点を根拠としてあげてみた。

さて、先に見たように、祥雲本が示す『正法眼蔵』編集論は面山のそれと概ね一致するものであった。その他にも「義雲頌著」注釈における「面山述贊」の踏襲や、込み入った考証を、往々面山撰『義雲和尚語録事略』(『統曹全』「注解一」所収)に譲っていることなど、祥雲本には、面山の影響がみられる。面山の警咳に接していた斧山が、その影響を受けていたことは当然のことではあるが、同時に、祥雲本が面山の提唱の筆録である可能性ものこる。しかし、それでも筆者には祥雲本が面山の提唱録であるとは考えない。そこで次に、そう考える理由を二点ほどあげておきたい。

第一には、面山の「跋」に対する注釈に関連する点をあげたい。

これは、曹全本解題に当たって既に河村氏が述べられていたことと同様の問題であるが、祥雲本においても、『義雲録〔拾遺〕』の末尾にある面山の跋文に対する注釈が記録されている。

面山が『義雲録』の考証をした『義雲和尚語録事考』を見ると、『義雲録〔本録〕』冒頭にある卍山の「序」には考証を加えているが、面山自身の「跋」には一切関与していない。

このような態度を鑑みると、提唱において自撰の「跋」にみずから注釈を加えたとは考えにくいと思う。

第二には、義尹と義演の混同という問題を上げておきたい。

『義雲録〔本録〕』に収められる永平寺晋住に際しての上堂に対する注釈の中で、祥雲本(十二丁左)に「開山ヨリ二代徹通寒岸寂圓義雲……六代ノ葛藤也」との一文が見える。「寒岸」が寒巖の誤であり、道元―懷井―義价―義演―義雲と次第する永平寺の世代を論ずる場面において、道元―懷井―寂圓―義雲と嗣続された義雲の法系とが混同しているとしても、寒巖義尹の名はここには不相応に見える。そこでさらに、『義雲録〔拾遺〕』所収の「略伝」に出る義演の考証をする祥雲本(六十二丁左)を見ると、「義演ハ寒巖法王禪師、此時代三代論アリ」とある。これらを斟酌すると、提唱者が寒巖義尹と義演とを混同していることが明らかになる。面山が無謬であるというのではないが、このような誤りを犯すとも考えにくいと思う。実際面山は、『永平実録』の「凡例十条」において義尹と義演を正確に書き分けている。

以上、縷々卑見の根拠を述べた。自ら不十分なものであることは承知しているが、現時点ではこれらを踏まえ、祥雲本が斧山の『義雲録』提唱を筆録したテキストである、と考えるておきたい。

四、祥雲本と曹全本

次に、祥雲本と曹全本とは共に同じ提唱を筆録したテキスト

トである、という卑見を述べたい。

既に提示しておいた河村氏による曹全本の解題には、

〔祥雲本は、〕本書「聞書」本（曹全本）の提唱筆録を整理して文章・主旨を簡潔化した善本と思われるが、駒大本には破損部分も存する為に『曹全書』収録には適当ではなく、また提唱講述の筆録の全容を知る資料として、書写者の取捨の手はいらない、より原本に近いものとして花大本を収録したものである。

〔曹全〕「解題索引」ハ内は筆者が補った。

とあつた。したがつて、両本の基づく提唱の異同について改めて論ずる必要もないが、本稿論述上必要な過程であるので、具体的な例を示しながら再確認しておく必要がある。そこで、煩瑣に渡ることを避け網羅的に共通点のすべてを提示するのではなく、引用典籍、引用和歌、語釈・考証という三方面からその共通性を示す例を任意に三例宛指摘しておくこととする。

第一に、引用典籍の共通性について述べる。

具体例を、所釈の本文、祥雲本の該当箇所、曹全本の該当箇所を順に提示しておこう。なお傍線部が例となる引用箇所である。

《引用典籍》

【本文】第二十四上堂（七丁左／＼八丁右）

雖然恁麼。把則不出掌握中。放則遍於塵刹外。

【祥雲本】八丁右

コノ法ヲ手前へ取ル時ハ方寸ノ中。又廣ク向へ放時ハ塵刹ノ國土萬法ニ滿ツ。コレ細入無間大絶方所也。

【曹全本】五三三頁上段

○然モインモナリト云トモ、把ルトキニハ掌握ノ中ニモアル、縮則バ方寸ノ中、洞山ノ云フ細ニハ入無間ト云フ如ク、○又ソノ手ヲ放則バ、塵塵ノ萬法刹刹國土ノ外ニアマネシ、展則バ大千界、洞山ノ大絶方所、

※「宝鏡三昧」の引用

*

【本文】拾遺「畫餅頌著」（二十九丁右）

第二十四畫餅 饑不擇食

【祥雲本】五十三丁左

△畫餅―永祖ノ心ハ無所得ノ義ニ取ル。阿耨菩提モ皆畫餅ト見テ居ル。宗門ノ行李、永祖曰、我レハ是飯了ノ人ナリト觀了スベシ、ト得クニ食フテ飽滿シテアル。ソレヲ不知、吾レト迷テ飢人ニナリテ居ル。飢不擇食。此著語ハウラデ意ヲ取ル。飢タト思フ堺カラハ何デモ食ヲエラバズ、飽キ足ルコトハナイ。飢ノ意デハ法ニワ入ラレヌト也。手前カ迷タト見ルカラ向フノ目アテカ違フ。

【曹全本】六五二頁下段

第二十四畫餅○畫餅ト云モノハ、飢ニ滿タヌモノナリ、一切ノ法ハミナ畢竟空ナリ、○ジヤカラ、著語ニ、饑不―トハ、衆生ハ迷テ飢テアルカラ、食ヲ擇バズ、何デモトリ込ミ、口ニアタリ次第、佛味法味ヲ取りム（コ脱カ）トキニハ、飢ノ滿ルコト

ハナイ、コノウラヲヲ(ヲ衍カ)トル、此ノ卷、我レハ飯了ノ人ナリト決定スベシ、カウ合點スレバ、佛味法味都テトリコムコトナシ、

※『正法眼藏』「家常」に「いはゆる飢来は、喫飯来人の活計なり、未曾喫飯人は、飢不得なり。しかあればしるべし、飢一家常ならんわれは、飯了人なりと決定すべし。」とある。

*

【本文】拾遺「出家功德頌著」(三十四丁右)

林下不曾遇一人。

【祥雲本】六十丁右々左

出家一初メニ剃髮、先ツ常ノコト。又ニ番ニ剃髮ナリニクイ。略：林下未曾、イツノ昔ヨリ一人モ官ヲ休テキタモノニ逢ハヌ。シテ見レバ、真実ニ二番目ノ髮ヲ剃ルモノカ無イ。

【曹全本】六六七頁上段

○然レドモ、世間ノモノハ、相逢テ盡ク休官途出家シ去ルト云テ、出家ハ多イケレドモ、林下歸テ見、曾テ眞ノ出家タルハ一人モアワズ、ナイモノジヤ、髮ヲソリ又タ髮ヲソルコトハカタイ、

※『正法眼藏』「法華轉法華」の奥書に「ただ鬚髮をそる、なほ好事なり。かみをそりまたかみをそる、これ眞出家兒なり」とある。

以上、三例をあげておいた。いずれも本文の同じ箇所と同じ典籍を引いていることが分かる。

次に、引用される和歌の共通性を指摘しておく。ここでも

該当の歌の部分に傍線を付す。

《引用和歌》

【本文】第十二上堂(四丁左)

(嚴陽)尊者曰。一物既不將來。放下箇甚麼。(趙)州云。放下著。

【祥雲本】五丁左

持テコヌト云モノヲ放下セヨ。此公案ワ古歌デスム。寒山持箒、拾得ノ歌ニ、掃ベキ処モナキニ箒ヲ持ツ心コソチリトナルラン。返歌ニ、掃ベキ処モナシト掃ワンタメノホウキナリケリ。

【曹全本】五二六頁下段

○嚴陽道ノ一物既ニ不將一放下一セント云ハ、拾得ノ歌ニ、掃ベキ處モナキニ箒ヲ持心コソ塵トナルラン、○趙州道ノ放下著、寒山ノ返歌ニ、掃ベキ處モナシト云フ塵ヲ拂ンタメノ箒ナリケリ、

*

【本文】第六十八上堂(二十二丁右)

梅花與白雪。同色不同香。

【祥雲本】二十丁左

梅花一。雪ト梅ト同中ニ異アリ、異中ニ同アリ、ワケラレヌ。古歌ニ、白雪の置きまとはせる梅か枝のにほひぞ花の印なりけり。

【曹全本】五六七頁下段

○梅一同一トハ、臘月ノ時節因縁已ニ至テ梅花ノ上ニ雪ヲヲキ渡シタ、○ケレドモ同色ニシテ色ニ異ガアル、ジヤカラ一様ニ

ハ云ハレヌ、同中異ヲ述、是レガ佛法ノ極則也、同中異是レ祕藏在ノ一寶ナリ、歌ニ白雪ノヲキマドハセル梅ガ枝ニ香ゾ花ノ印シナリケリ、

【本文】拾遺「供養諸佛頌著」(三十四丁右)

開戸滿城流水香。

【祥雲本】六十一丁左

…菅家ノ手向山ノ歌ト同意。

【曹全本】六六七頁下段

天神ノ歌ニ、コノタビハヌサモトリアイズタムケ山、紅葉ノニシキ神ノマニマニト云如ク、

以上、多数の例の内より、三例を上げておいた。ここでも所積本文の同一箇所と同じ和歌を引いていることが分かる。

次に語釈・考証における共通性を、やはり三例ほど上げておこう。

《語釈・考証》

【本文】第四上堂(二丁左〜右)

心地含諸種。普雨悉皆生。既悟華情已。菩提果自成。

【祥雲本】三丁左

心地含諸—コレハ正因佛性。普雨悉—縁因佛性。菩提果、自人手ヲカラズニ、了因佛性。

【曹全本】五二二頁上段

○一切衆生ノ心地二十界ノ諸ノ種ヲ含藏シテラル、是レ三因佛

性ノ内ノ正因佛性ニカカル、○夫レガ天ヨリ普ク灑グ處ノ雨ニ逢テ皆ナ生ズルガ如シ、佛種ハ人人具足トハ申ナガラ、善友知識ノ法雨ニ逢イ、因縁ニアワネバ佛性ヲ生ルコトヲ得ヌ、因縁佛性ニカカル、○皆ナ生ジテ、既ニモハヤ華情ノ花ノ心ヲ悟リ已テ、花サヘ開キ發菩提心サヘ發スレバ、三菩提ノ果ガ自ツカラ成就スル、是二句デ了因佛性ヲ述ブ、此偈ハ三因佛性ヲ述ブルナリ、

*

【本文】第三十九上堂(十一丁左)

當山初祖三十三回忌陞座

【祥雲本】十一丁左

△當山初祖ハ寂圓和尚、如淨ノ剃度、孤雲之法子也。

【曹全本】五四三頁上段

○當山初祖ハ如淨和尚ノ剃度ニシテ、寂圓和尚上ノコトナリ、此方ニ來テ寶慶寺ヲ開キ玉フ、

※「面山広録」二十五「寶慶寺寂圓禪師傳」(『曹全』「語録三」七九八頁上段)に「越前薦福山寶慶禪寺開山寂圓禪師。大宋

國人。依天童淨和尚削染。」とある。

*

【本文】拾遺「一顆明珠頌著」

圓陀陀八面玲瓏。

【祥雲本】四十九丁左

△一顆明珠。陀陀ハ三蜜鈔等ニモ出テ滿月ノ貞。

【曹全本】六四四頁上段

○此ノ玉ノ體ハ陀陀ト、悉曇ノ打字門ニ、陀ハ〇ニ書テアル、此珠ハ圓ナルコトハ陀字ノ如クマンマロニシテ、ハ一テリ透テヲル、

※例えは『胎藏三密抄』四(大正七五、六一四頁中段)に「〇蛇 月」とある。

以上、多数の例の内より、三例を上げておいた。ここでも所釈本文の同一箇所、同様の注釈を施している。特に三番目にした例では、いずれか一方の釈を見ていただけでは理解しがたいが、両本の釈を併せ見ることではじめて、提唱の実際に思い至ることができる。

ここでは、両本が基づいている提唱が同一であることを示し得れば事足りるので、両本の特徴には言及しない。他日稿を改めて論じてみたい。

五、結び

上来、ともに斧山の『義雲録』提唱の筆録である可能性が指摘され、且つ断定されてこなかった祥雲本と曹全本とを取り上げ論じてきた。

本稿で行った作業をまとめておこなうならば、祥雲本が斧山の『義雲録』提唱を筆録したテキストであるとき、曹全本の筆録しようとした提唱が祥雲本のそれと同一であるならば、曹全本も同じく斧山の『義雲録』提唱を筆録したテキストであ

ることになるから、まず祥雲本が斧山の提唱の筆録であるという卑見を述べ、続いて曹全本と祥雲本との共通性を指摘した。したがって結果的には祥雲本と曹全本のいづれもが斧山の提唱の筆録である、という結論に到達できた筈だと考える。現時点では書誌的な決め手に欠けるし、論証としては不十分であるが、一応本稿を経過したことで、今後両本を斧山の著作として扱っていくこととしたい。

なお、今後の課題としてはいくつかの問題が提示できる。

河村氏が曹全本の解題の中で述べられる如く、曹全本は原初的な広本、祥雲本はそれを整理した略本ということの良いのかもしれないが、両本各々で使用される用語の相違や、一本の記述の曖昧さが他本の記述を参照することで補えるような場面も少なからずあり、それは筆録者の相違に由来するのではないかとも思われ、祥雲本と曹全本のおのおの特徴、或いは両本の相違について吟味することも必要であろう。

また、本稿の過程でも述べておいたが、斧山の『正法眼蔵』編集論についても、なお検討を加える必要を感じている。

以上、本稿でおこなった作業を振り返り、今後の課題を若干述べたところで、擱筆する。

注

(1) 江戸時代の時代区分については、一様ではなく、学問分野、テーマによって多少の相違があると思われ、『正法眼蔵』の注

釈書の研究を中心としながら同時代における「眼蔵」受用を考察しようとする筆者にとつても、重要な課題ではある。現時点では、飽くまで暫定的にはあるが、所謂「宗統復古」問題に幕府の裁決が下った元禄年間頃と、「正法眼蔵」が開板された寛政年間頃を画期と考え、同時代を前・中・後の三期に分けて考えている。

(2) 斧山の行状については、拙稿「斧山玄鋤の参学について」(『宗学研究』第四一号所収)においていささか考察しておた。しかし現時点では資料的な限界があり、今後調査研究を継続する所存である。また、夙に知られているように岸沢惟安師は論文「正法眼蔵聞解につきて」(雑誌『道元』昭和十一年九月号)所収において、斧山における天桂の影響を指摘されている。また、斧山の著作の中には瞎道との交流を思わせる記述もある。十分に検証できていないので現時点では触れられないが、今後の課題としておきたい。

(3) 斧山の著作については、前注(2)拙稿参照。

(4) 該書は駒澤大学図書館滑谷文庫に「忽一〇六一―一・二」として架蔵されている写本であり、「曹洞宗全書」「注解四」(底本、明治一五年東京森江書店刊)の別本である。ここでいう別本とは、別人による筆録という程の意味であり、テキストとしての発生時点からその系統を異にするとと思われる。「偈頌箴銘聞解」の場合も刊本・曹全本に比して祥雲本は一体に簡潔であり、本稿で取り上げる「義雲録聞解」の曹全本と祥雲本の場合と対応しているようにも思われる。

斧山玄鋤の著作について(一)(岩永)

(5) 以下、いささか想像を膨らませてみるならば、祥雲による「偈頌箴銘聞解」の書写は、単なる書写ではなく、法筵に連なった上での提唱の筆録であった可能性も、状況的には否定できない。まず、祥雲は、さして大部でもない「偈頌箴銘聞解」の上下二巻を、安永七年と九年に分けてそれぞれ上・下巻を筆記している。したがって安永七年時点に下巻が存在していなかった可能性がある。さらに、祥雲が「偈頌箴銘聞解」を書写した「慶徳精舎」について考えてみるならば、「延享度曹洞宗寺院本末牒」によればこの時期複数の「慶徳寺」が存在していた筈で、特定することはできないが、舎那庵が存した越後国古志郡にも慶徳寺(新潟県四一三番)が存在する。この舎那庵時代の斧山の状況はといえば、当然遷化以前のことであり、活動は衰えていない。「舎那庵語録」によれば、安永度の斧山は、各地の安居や授戒会などに招かれ助化しており、「正法眼蔵」の提唱も安永四年〜五年にかけての冬安居中に行われている。さらにその後天明五年(一七八五)七十五歳の斧山は、面山の「宝鏡三昧吹唱」に施注している(『宝鏡三昧吹唱聞解』識語。駒図、忽一〇五三)。かような舎那庵時代の斧山が安永七年・九年における古志郡慶徳寺の冬安居に助化し、「偈頌箴銘聞解」の提唱を請われ、その法筵に祥雲が連なり筆録したのでは、とも想像される。しかしあくまで想像は想像にすぎないのであって、可能性のひとつとして今後の調査による徴証の発見を期したい。

(6) 同書「第二章『正法眼蔵』親集試論」第一節六十巻本

『正法眼蔵』について」参照。

- (7) 祥雲本と曹全本とが同じ提唱に基づいているということを前提とするなら、曹全本の該当箇所にも、「義雲ヨリ寂圓・寒巖義尹・孤雲懷井・道元祖ト、ウシロノ方ト向ヘテ、開山ノ踵ヲ繼ギ」（五四七頁上段）、「永平寒岩ノ義演禪師ガ戡化シ：略：」○三代論ガ初ツテ：」（六六九頁下段）とあり、この誤謬が筆録者ではなく、提唱者に由来することになる。